

令和2年度第1回埼玉県自立支援協議会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年11月25日(火) 10時00分開会、12時00分閉会
- (2) 場所 埼玉会館3階 3B会議室

2 出席者

(1) 委員

岩崎 香、小野 雄大、若山 孝之、高野 淑恵、岡田 久実子、
小材 由美子、福應 渉、白石 孝之、児玉 洋子、長野 洋子
(欠席委員：丸木 雄一、大野 文子、日野原 雄二、猪狩 孝子)

(2) 事務局

障害者支援課

黛 昭則、龍前 航一郎、川村 淳一、渡辺 明、都筑 将也、
中條 里仮子

障害者福祉推進課

柿沼 和幸、畦地 秀樹

3 議事

- (1) 第6期埼玉県障害者支援計画(案)について
- (2) 医療的ケア児(者)の支援体制の整備について
- (3) 日中支援型グループホームの検証について

【議長】

初めに議事として(1)協議会が設置する部会について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

議事(1)について事務局から説明。

【議長】

ありがとうございます。それでは委員の皆様から何かございますか。

【事務局】

議論に入る前に、本日欠席の日野原委員からこの第6期埼玉県障害者支援計画（案）について、ご意見をいただいておりますのでお伝えいたします。

「第5期埼玉県障害者支援計画の評価等があれば意見を出しやすいのですが、いただいた資料のみからの意見です。「5 安心・安全な環境づくりの推進についての防災・避難対策」は行政の複数課に関わる内容かと思います。災害弱者である障害者への対応として、災害時の障害者特有のニーズ（例えば、強度行動障害を持つ方への対応、医療的ケアを必要とする方への対応など）を踏まえ、関係各課との連携について触れた内容にしていきたいと思います」

以上です。

【議長】

ありがとうございます。本日いただいた資料に追加して、実績などが分かる資料は無いということなので、この資料のみでの議論ということになりますが、委員の皆様から何かございますか。

【小材委員】

骨子（案）の「4 共に育ち共に学ぶ教育の推進」について、インクルーシブ教育を謳っています。多様性を認めてもらえるように最近なってきましたが、多様性のある参加の仕方を教育の場で認めてもらえていません。合理的配慮に取り組みなさいと言われていてもかかわらず、多様性のある子供たちに一様の参加の仕方を求めてきています。そのため、発達障害のある子供たちは不登校になってしまうことがあります。ですから、多様な学びの場の提供とともに多様な参加のあり方を認めるといった文言を追加すべきと考えます。そうしなければ、教育現場の子供たちの厳しさが改善されないと思います。

多様な学びの場の部分で説明のあった「支援籍」については、本当に意味のある「支援籍」が行われているのでしょうか。実際はそうではないと聞いています。給食の時間だけ参加するとか音楽や体育といった本当の学習の場ではない部分だけ交流をするといったことが非常に多いということです。「支援籍」は埼玉県独自の制度であるので期待していますが、多様性のある子供たちのことを定型発達の子供たちに理解してもらおう場になっていません。かわいそうな子、気の毒な子、そういう印象を与える交流の場になっています。そのような考えを改めていただくためにも、「多様な学びの場の提供が必要です」と終わるのでなく、「・・・とともに多様な参加の仕方を認めあうことが必要です」としていただけるとありがたいです。

【議長】

ありがとうございました。この件について事務局から何かございますか。

【事務局】

本日は教育局の担当課が参加しておりませんので、作成にあたっては調整したいと思います。ありがとうございました。

【議長】

それでは他にいかがでしょうか。

【岡田委員】

精神障害者家族会連合会の岡田です。「権利擁護の取組の充実」について、「障害者に対する虐待防止や早期発見、迅速な対応を図るため、市町村職員や関係機関の従事者に対する虐待防止・権利擁護研修を実施」とあります。これはとても重要なことだと思います。今年の初め頃、兵庫県のある精神科病院で虐待事件が発覚しまして、その内容が本当に目に余るものでした。他の事件の調査をしていた中で発覚したとのことで、病院内で常習的に行われていましたが、内部から問題提起などはされてこなかったという深刻な状況がありました。これを他県のこととして傍観するのではなく、精神科病院は閉鎖性が強いのでどこでも起こりうる問題だと捉えるべきです。特に精神科病院に入院経験のある患者、家族はそのことを痛感しています。ですから、関係機関とぼんやりと書くのではなく、この中身を具体的に表現していただきたいです。精神科病院、精神科医療機関ということを示していただいて、そういったことが実際起きているのであれば、表に出てくるような仕組みであったり、そういった問題が起きないようにスタッフの方の権利意識を高める研修に取り組むとか、埼玉県としてきちんと取り組んでいただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございました。障害者虐待防止法の対象として、病院は含まれていないので難しいところですが、事務局からは何かございますか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。障害者虐待防止法の対象には医療機関は含まれていませんが、虐待防止・権利擁護研修については、医療機関や保育所なども対象として実施するよう通知が出ています。今までは、それらを対象としてこなかったもので、障害者支援計画でそれらも対象に位置付けていく予定です。

【議長】

ありがとうございました。対象となるのであれば素晴らしいことですので、よろしく申し上げます。お話しされた事件は精神障害領域では広く知られたことで大きな課題となっています。

【小材委員】

すみません、質問ですが、障害者虐待防止法に教育も含まれているのでしょうか。

【事務局】

障害者虐待の類型には入っていませんが、研修の対象には学校も含まれています。ですので、学校、医療機関、保育所なども研修の対象にしていくということです。

【小材委員】

なぜ教育といったかと言いますと、強度行動障害という二次障害を抱える子供さんが多く、埼玉県でも増えてきているため、施設を増やさないといけないという話を、先ほど高野委員としましたが、強度行動障害になる子供が一番多いのが高等部です。その理由は学校の先生が障害の特性をご存じでなく、根性論とか訳の分からない指導をするからです。それが高じて虐待に繋がっているケースがあると思います。私の知り合いのお子さんは、先生から「目を見て話せ」などと障害特性上難しいことを要求されて、結果的に精神科病院に入院しなければならなくなりました。ですから、教育の場での虐待防止に力を入れていただきたいです。障害特性に配慮することは必要なことであるということをお伝えいただきたいです。施設でも福岡で有名な虐待がありました。特性を知らない職員が対応していたということでした。強度行動障害を持つ方は最初から強度行動障害を持っているのではなく、周りの人の障害特性への理解が無く、できないことをさせられて強度行動障害になっている、つくられている状態像ですので、そこを認識いただいて研修を充実していただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございました。強度行動障害の支援者養成研修は主に障害福祉事業所・施設職員向けに行われていると思いますが、教員の方にそういったことは行われているのでしょうか。

【事務局】

教員向けに研修が実施されているかは把握しておりませんが、障害福祉サー

ビス事業所などの職員を対象に研修は実施しています。

【議長】

ありがとうございました。研修の対象の拡大についてもご検討いただきたいと思いますが、障害福祉サービス事業所の職員に対しても、全国調査では、まだ研修を受けていない方も多くいるということですので、あわせて取り組んでいただきたいと思います。他にはいかがですか。

【高野委員】

育成会の高野でございます。合理的配慮について引き続き普及啓発をするとなっていますが、合理的配慮に関して、一般の方々、例えば自治会や地域の方たちへの説明が非常に不十分だと思います。合理的配慮というのがなにか特別扱いのように捉えられてしまっていることが多く、一人で生活する障害者の方の生きづらさなどが伝わっていないという現実がありますので、もう少し具体的にどのような普及啓発を図るのかお考えいただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございました。事務局からはいかがでしょうか。

【事務局】

現在、県では差別解消法の地域協議会でも一般の方から差別を受けた、合理的配慮の不提供があったという現実があるというお話をいただいているところです。県では、一般の方と障害者の方の接触が多い場面、例えば飲食店や不動産業者に対する事業者向け研修会を年に3回、市町村と共催で実施しています。来年度以降も引き続き実施していく予定ですので、そういった場を通じて、差別解消法、合理的配慮の提供についてご理解いただけるよう努めていきたいと思っております。

【議長】

ありがとうございました。なかなか行政からダイレクトに市民の方に対してお伝えする事業を実施するというのは難しいのでしょうか。多くの人に参加していただくのはコロナの影響で難しいかもしれませんが、事業所の方にお伝えするにあたって、何かお考えがありましたら教えていただけますでしょうか。

【事務局】

昨年度の実績としては、3回実施しまして、それぞれ100名以上の方に参加いただきました。こちらの目標としては150名以上としておりましたが、

10月に川越で実施したのが、台風の直後だったため、当日欠席された方が100名以上いらっしゃいました。内容としては、まず県の方から障害者差別解消法の概要や県の共生社会づくり条例や手話言語条例の説明をして、社会福祉事業大学の曾根先生に参加型の研修を行っていただきました。

【議長】

ありがとうございました。研修を実施するのは難しい状況かもしれませんが、よろしく願います。他にはいかがでしょうか。

【若山委員】

施策推進協議会で委員を務めさせていただいていますが、今回は3つのワーキングチームに分かれて課題を絞った議論を行いました。議論としてはかなりやり取りができましたが、幅広い施策ですので、全てについては議論できず、そういった意味では不十分さはあるかと思っています。また、ワーキングチームや団体ヒアリングで話された内容が案の中に盛り込まれてきているというのはいずれも思います。また新たなコロナ感染症の課題についても入っているというのは評価したいと思います。ただ、入所施設の問題、グループホームの問題、学校不足の問題、医療的ケアの問題といった幅広い課題については議論が尽くせないところもありました。また、ワーキングチームの少なさや会議そのものも年数回しかなく、十分な議論が尽くせない中で作らなければならないということがあります。この後、パブリックコメントを集めることとなると思いますが、実際に寄せられるパブリックコメントは少なくないと思いますので、パブリックコメントが多く出てくるような工夫、出された意見について公開をしながら次期の計画に活かしていくということをしていただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございます。他にはございますでしょうか。

【児玉委員】

日中活動の場の確保ということで、地域活動支援センターの取組を支援するということについて、気軽に行ける地域活動支援センターが求められていますが、市町村の裁量に任されているところが多いです。相談支援について、新しく市町村の支援を行うとなっておりますが、どのように行われるのか注意深く見ていきたいと思っています。また、地域活動支援センターについても市町村の支援を行っていただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございます。この件について事務局からいかがですか。

【事務局】

相談支援について検証・評価を行うというのは市町村が実施することとなっていますが、そこには地域活動支援センターは入っていません。地域活動支援センターへの支援については、設置する市町村に対して補助などの支援を引き続き継続していきます。

【白石委員】

こちらの議論についてですが、都道府県の役割としてはあくまでも広域的なもので、どれだけ市町村をバックアップすることができるのかそれが都道府県の存在意義だと思っています。相談支援体制については、基幹相談支援センターが出来てきていて、地域生活支援拠点も出来てくるのだらうと思っています。

あとは、地域の自立支援協議会についてですが、昨年度に県で実施した市町村自立支援協議会の連絡会議は埼玉県で初めての取組で画期的なものだったと思います。市町村単位の実情に応じて仕組みを作っていくのは市町村の役割であって、都道府県の役割としては地域活動支援センターの意義だとかあり方などを情報交換できるような場の設定というのをお願いしたいと思います。地域活動支援センターの良いところは受給者証が無くても利用できるところで、いわゆるボーダーの方や福祉につながりにくい人にとっては非常に良い社会資源だと思います。そういった有効活用事例を実施していない市町村に紹介していくこともよいと思います。あくまで市町村に頑張ってもらい、それを下支えしていくような取組を県でやってもらえればと思います。

他に一点お伺いしたいことがあります。「安心・安全な環境を作る」の療育体制の整備について、保健・医療・福祉・教育の連携体制を構築するとありますが、聴覚障害児に特化して書かれています。これは、聴覚障害児以外の方については既に連携体制が構築されていて、聴覚障害児の方については出遅れていたということなののでしょうか。それとも別の意図があるのでしょうか。

【事務局】

聴覚障害児に対する支援については、今年度新規事業として立ち上げておりますので、聴覚障害児に特化した記載となっています。

【白石委員】

聴覚障害児以外の方についても、連携体制は必要だと考えますが、今回は聴覚障害児に特化した連携体制の構築を進めていくということによろしいでしょ

うか。

【事務局】

おっしゃる通りです。

【議長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【小野委員】

埼玉弁護士会の小野と申します。事務局から説明のあった虐待防止に関連してお聞きします。施策の体系で虐待の防止が新規の柱となっています。「権利擁護の取組の充実」の中で、具体的な取り組みとして、虐待防止・権利擁護研修を実施するとあります。既に第5期障害福祉計画の下で研修は実施されてきたと思いますが、どのあたりが新規なのでしょう。

【事務局】

ここで新規となっているのは、あくまで新規に小柱として定めたという意味です。今までは、権利擁護の推進という小柱の下で研修を実施してきましたが、虐待の防止についても別に小柱として定めるべきと考え、新規とさせていただいたところ。また、研修の対象として、先ほど説明した教育、医療従事者、保育所職員などにも拡大するということに加えて、事業所や施設の管理者などにも研修に参加してもらうことについて、これまでは明文化されていなかったのですが、計画の本文に施策として追加することを予定しています。

【議長】

ありがとうございます。私からもお聞きしたいのですが、「相互理解の強化」の部分について、福祉教育や社会教育の場で、障害当事者を活用する仕組みを構築するとあります。私が推進協に参加していた時からお願いしていたことでしたので、実現に向けて動いているということですが、具体的にどのような仕組みについて構想があれば教えていただけますか。

【事務局】

具体的なところはまだ決まっておりませんが、県のホームページで当事者の方を登録し、教育機関や自治会などが依頼して講演してもらうようなことを考えています。

【議長】

ありがとうございます。子どもさんにも理解しやすい話ができる方であることも重要だと思いますので、そのあたり精査していただけていただければと思います。また個人的な要望ですが、「地域生活を充実し、社会参加を支援する」というところで、当事者の方が自身の経験を活かして福祉サービスの中で働くことについて、国の報酬改定で少し点数をつけて評価していますので、そのあたりも埼玉県にご検討いただけたらと思います。他にご意見がなければ次の議事に進みたいと思います。

【事務局】

議事（２）について事務局から説明。

【議長】

ご説明ありがとうございます。委員の皆様からご意見ありますか。

【若山委員】

医療的ケアについては理解が不足してしまっていて、今度の日曜日に埼玉県障害者協議会で元NHKアナウンサーの内多勝康氏をお呼びして医療的ケア児・者の生活と支援をテーマに基礎研修会を実施することとなりました。お母さん達が横の繋がりを持っていて「ママケア」と呼ばれていますが、お母さん達の思いなどもご発言いただこうと考えています。その場で出た内容などを県の施策に反映できればと思っています。若干チラシを持っておりまので、ご興味のある方が入れればお声がけください。

【福應委員】

身体障害者施設協議会の福應です。厚生労働省の事業で、医療的ケアの事業所をいかに安全に立ち上げられるかという趣旨のマニュアル作成をしています。内容の中で、予算の部分が問題となっていて、検討委員の皆さんあまりピンと来ていなかったのが医療連携加算の取り方についてです。訪看と事業所が私的契約を結んで、事業所が支払うことになる部分について、加算で賄っていくという仕組みになっていると思いますが、そのあたりが一様にあまり理解されていない様子だったので、しっかり周知していただくことで進んでいくのではないかと思います。

また、医療的ケアの方に対する支援として、既存の社会資源をもっと活用できるのではないかと思います。そのためにコーディネーターさんが配置されるのでしょうか、例えば訪看さんもう少しフレキシブルに、特殊浴槽のある事業所を利用者さんと一緒に活用できるようにする取り組みがあるといいと思いま

す。というのも自宅でお風呂に入れるというのは、医療的ケア児が成長するにあたって難しくなってくるという現実がありますので、資源を持っている特養さんとか私どものような障害者施設が貸して、入浴介助をいつもの訪看さんが行うということで、問題が少し解消するのではないかと思います。そういった参考例やモデルを冊子などで出していくと各市町村が参考にして取り組んでいくのではないかと思います。また、コーディネーターの方もいろんな活動事例を知ること、自分の市町村で試してみようということになるのではないのでしょうか。

【白石委員】

研修の関係なのですが、あくまで医療的ケア児の支援ということで、対象が放課後等デイサービスと児童発達支援事業所となっているのですが、事業名称が医療的ケア児者となっているので、者の事業所も対象にしてもいいのではないかと思います。

福應委員の話に通じるかもしれませんが、体制整備として、私たち事業者ができることとしては研修を受講して、医療的ケアの指定事業所としていつでもなれるように準備しておくことだと思います。医療的ケア児専門の事業所を作っていくということは大変なことだと思いますので、一つの事業所で1、2人の医療的ケア児をきちんと受け入れていく体制を作っていくという意味では、各事業所がたくさん研修を受けていくということが必要だと思っています。当法人も3年前から年に4～5人ずつくらい研修を受けさせています。今年度は新型コロナの影響で受けられていませんが、このところ、研修機関が通年で研修を実施するのではなく、年1回しか実施しないということが増えてきたため受けづらくなってしまいました。研修を通年で開催していただき、事業所が研修を受けやすくなるとありがたいので、できれば県の方から働きかけていただけないのでしょうか。

【議長】

ありがとうございました。お二人の意見について事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

貴重なご意見、ご報告をありがとうございます。我々も勉強不足で、地域の実情について把握しきれないところがありますので、そのあたりを把握できるように今後進めていきたいと思っています。研修については、研修機関に確認を取りたいと考えています。

【議長】

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

【岡田委員】

医療的ケア児については不勉強ですが、元同僚の仲間から「医療的ケアが必要な子を預かってほしいと保護者から依頼があり、いろいろ検討を行っているがなかなかハードルが高い」と聞いております。モデル事業と研修事業の対象に保育所が入っていない理由を教えてください。

【事務局】

障害者支援課として行っている障害福祉の事業所に対する事業のみを記載しておりまして、保育所における医療的ケア児受け入れに対する支援については少子政策課などが国の施策を受けて進めていくことと思います。

【議長】

ありがとうございました。先ほどの事務局の説明にもありましたが、この場が、医療的ケア児支援のための協議の場となっているということで、私も存じ上げませんでした。やはりもう少し関係する方がこの場に参加いただけるとよいのかなと思います。他になれば次の議事に進みたいと思います。

【事務局】

議事（3）について事務局から説明。

【議長】

ご紹介ということになるのかもしれませんが、この件について委員の皆様から何かございますか。

【白石委員】

日中サービス支援型については、以前から懸念されていたところで、元々は重度の方向けであったけれども、だんだん骨抜きになって、区分かわらず誰でも入れるようになったという経緯があります。昼間も一体的に看られるということで、小さな施設のようにだと揶揄されることもあります。今回、実態調査で利益率が一番高いのはこの日中サービス支援型という結果が出ました。11%くらいだったかと思います。利益が出ているからいいことしていないとまでは言いませんが、そもそもあまり利益率が出るような事業ではないと思っていましたが、思ったより高かったなという印象です。また、あまりよろしくない評判を聞く日中サービス支援型も県内外問わずあります。ですので、自立協

で一定程度何か手を打っていかなければいけないのかなと危惧しているところ
です。自立協で絡めるといっても評価・助言だけということで、指定基準を満
たしてしまえば県も指定せざるを得ないという立場なのでしょう。他の事業者
から見て明らかに危ない所があるといった話を聞くので、難しい話ではあると
思いますが、自立協の評価・助言をうまく活用することで、指定する前段階で、
違う体制をするようお願いをするだとかやっていく必要があるのではないかと
思います。また、日中サービス支援型については支援区分の高い人に傾斜で報
酬をつけるという話も出てきていると思います。相談支援をやっている立場で
考えると、どうしても住まいがない障害者について、あまりいい評判がない日
中サービス支援型の事業所が空いているとなると、生活の場の確保のために、
弱い立場にある相談員がそこを紹介せざるを得ないといった状況も考えられま
す。日中サービス支援型の事業所が適正に運営されるような仕組みを自立協の
中で作っていく必要があると思います。市町村レベルでは難しいと思いますの
で、ある程度県が介入した仕組み作りをお願いしたいです。

【事務局】

貴重なご提言ありがとうございます。委員のおっしゃるような噂は耳に入っ
ているところです。支援区分の高い人に入っていたかなければ意味のない制
度でございますので、県としてしっかり対応していきたいと思います。

【児玉委員】

元々、自立支援協議会できちんと評価をしていくということは以前から言わ
れていたところですが、なかなか出来づらい状況があり、危惧していたところ
ですが、この状況報告書でグループホームは報告する義務があるということは
既に周知されているのでしょうか。それともこれから周知するということでし
ょうか。

【事務局】

新たに住居の指定を受ける事業者については、報告の義務についてしっかりと
理解しています。埼玉県で報告の仕組み作りが出来ていないので、追って報
告を求めることがある旨をお伝えしています。

【福應委員】

肢体不自由のある方向けのグループホームの運営という点からお話しさせて
いただきますが、私たちの法人では何か所かグループホームを持っていて、う
ち1か所が完全に、肢体不自由のある方向けとなっていて、サービス包括型で
運営しています。損益の話になりますが、普通に運営すると年間マイナス40

0万円ほどです。日中サービス支援型を運営しようとするのがプラス600万円に転じます。利用者は7名です。細かい計算は抜きにしてそれくらい変わってしまいます。そういう意味では魅力的なのですが、ここから先は白石委員と同じで懸念しています。日中サービス支援型は言葉のとおり、10人なり20人なりの利用者さんを日中も看るということで加算がついています。ですが、グループホームの特性上、地域に出て自分らしく生きるということを考えると、日中に別の事業所に行ったりだとか、いろんな関わりを持ったりだとかということが必要になってくると思います。予算を作ったり報酬を考えた時には、日中も看るからということでこの報酬になった訳ですが、今までの共同生活援助でやっている肢体不自由の方は報酬が少なく厳しい状況です。ただ、日中サービス支援型に切り替えると日中に外出しづらくなってしまうこともあるので、利用者目線で考えるとどうかなと思っています。まだ日中サービス支援型に在宅のサービスを入れてよいという猶予期間があると思いますが、これをうまく利用すれば、重度の方にとっては地域で充実したサービスを受けながら、自分らしく生きることができるということですのでいい資源だと思います。懸念されることは今言ったこと、白石委員がおっしゃったことなどたくさんありますが、うまく県で精査していただくと良いものになっていくのではないかと思います。

【議長】

ありがとうございます。事務局から何かございますか。

【事務局】

貴重なご提言ありがとうございます。日中サービス支援型もまだまだ整備が進んでおりませんので、少しでも多く整備して重度の方に対応できる事業所を作ってまいりたいと思います。また、日中サービス支援型の話から少しずれてしまいますが、グループホームに関して、今般、関東地方自治会で大野知事が重度の方が入れるグループホームが必要ではないかということで、地域の受け皿としてのグループホームを増やすため、整備の補助単価や報酬を上げるよう、提案させていただいているところです。県としても重度の方が安心して地域で暮らせるよう支援していきます。

【議長】

ありがとうございます。